

70～74歳のみなさまへ 医療費の自己負担割合について

70歳の誕生日を迎える方は、誕生月の翌月（各月の1日生まれの人はその月）から医療費の自己負担額が**2割**（現役並み所得者は**3割**）になります。

なお、一定の障害により後期高齢者医療制度の対象となる人は除きます。

一 般 低 所 得 者 I 低 所 得 者 II	2割
現 役 並 み 所 得 者	3割



◇減額認定証・限度額適用認定証 を提示して受診した場合◇

入院及び外来の窓口での自己負担額が下の表の金額までとなります。

入院したときは、医療費自己負担額のほかに、食事代などの一部が減額されます。

●「現役並みⅢ」・「一般」の方は資格確認書のみで窓口での自己負担は限度額までとなります。

◇マイナ保険証を利用すれば、 全ての区分で認定証が無くても窓口での自己負担は限度額までとなります。

所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	年間上限※2	食事療養 標準負担額
現役並み所得者	現役並みⅢ 課税所得690万円以上	270,300円＋（総医療費－901,000円）×1% 《140,100円》※1		168万円	1食550円 ※4
	現役並みⅡ 課税所得380万円以上	179,100円＋（総医療費－597,000円）×1% 《93,000円》※1		111万円	
	現役並みⅠ 課税所得145万円以上	85,800円＋（総医療費－286,000円）×1% 《44,400円》※1		53万円	
一般 課税所得145万円未満等		22,000円 （外来年間上限216,000円）※2	61,500円 《44,400円》※1	53万円※3	
低所得者Ⅱ 住民税非課税であり、 低所得者Ⅰに該当しない方		11,000円 （外来年間上限96,000円）※2	25,700円 《24,600円》※1	29万円	90日までの入院 1食270円 90日を超える入院 1食220円※5
低所得者Ⅰ 住民税非課税であり、 世帯の所得が一定以下の方※6		8,000円	15,700円	18万円	1食130円

※1：過去12か月以内に3回以上、限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり限度額が下がります。

※2：年間上限額は、8月～翌年7月までの累計額に対して適用されます。

※3：「課税所得28万円未満」区分に該当することが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いにて対応します。

※4：指定難病の医療受給者証をお持ちの方は、1食330円となります。

※5：過去12か月で低所得者Ⅱの減額証の交付を受けている期間のうち、入院日数が90日を超えている場合には、申請をして認定を受けると該当になります。この場合、マイナ保険証を利用されている方も申請が必要です。

※6：世帯全員の所得が必要経費・控除（年金所得の控除額：82,65万円、給与所得の控除額：10万円）を差し引いた時、0円となる方が対象となります。

ご不明な点は、倶知安町役場国保医療係（0136-56-8006）までお問い合わせください。